

## 大和町介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護福祉用具購入費若しくは介護予防福祉用具購入費又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の受領委任払い又は代理受領（以下「受領委任払い制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### (事業内容)

第3条 本町の被保険者が、特定福祉用具の販売又は住宅改修（以下「住宅改修等」という。）を行う事業者で、この要綱に基づく登録を受けたもの（以下「受領委任払い取扱事業者」という。）により住宅改修等を行った場合は、本要綱第11条に規定する代理受領により、住宅改修費等を支給する。ただし、法第66条から第69条までの規定により保険給付が制限されている場合は、受領委任払い制度の利用ができないものとする。

### (受領委任払い取扱事業者の登録)

第4条 受領委任払い制度による登録は、住宅改修等を行う事業者の申請により、事業所ごとに行うものとする。

### (受領委任払い取扱事業者の登録の届出)

第5条 受領委任払い制度による登録を受けようとする事業者は、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（様式第1号）及び介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により受領委任払い取扱事業者として登録を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書（様式第3号）により当該事業者にその旨を通知するものとする。

### (変更の届出等)

第6条 受領委任払い取扱事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 受領委任払い取扱事業者は、住宅改修等の事業を廃止、休止、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

### (受領委任払い取扱事業者の責務)

第7条 受領委任払い取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修等を行うよう努めなければならない。

### (登録内容の情報提供)

第8条 町は、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対し、受領委任払い取扱事業者の所在等について情報提供を行う。

(受領委任払い取扱事業者の登録の取消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払い取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- (2) この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合
- (3) 受領委任払い取扱事業者の責に帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた場合
- (4) 不正の手段により住宅改修費等の請求を行った場合
- (5) その他町長が登録の取消しについて必要と認めた場合

2 町長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書(様式第6号)により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

(委任状の提出)

第10条 住宅改修費等に関して受領委任払い制度を利用する被保険者は、住宅改修費等の支給申請に必要な書類に加えて、介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(介護給付費の代理受領)

第11条 受領委任払い取扱事業者は、被保険者が住宅改修等を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修等に要した費用について、住宅改修費等として当該被保険者に対し保険者から支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払を受けることができる。

2 前項の規定による住宅改修費等の支払があったときは、保険者から当該被保険者に対し住宅改修費等の支給があったものとみなす。

(支給又は不支給の決定)

第12条 町長は、受領委任払いに係る住宅改修費等の支給申請があったときは、当該住宅改修費等に係る支給又は不支給の決定を行い、介護保険住宅改修費等の受領委任払いのお知らせ(様式第8号)を当該受領委任払い取扱事業者に送付する。

(返還)

第13条 町長は、受領委任払い取扱事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費等を代理受領したときは、当該住宅改修費等の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書

年 月 日

大和町長 あて

届出者 所在地 \_\_\_\_\_

事業者名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

営業の形態	法人 ・ 個人		
事業所所在地	(〒 _____ )		
事業所名称	フリガナ		
代表者職氏名			
電話番号		FAX番号	
登録を受けようとするサービス種類	住宅改修		<input type="checkbox"/>
	特定福祉用具販売		<input type="checkbox"/>
介護保険事業所番号			

※ 特定福祉用具販売の登録を行う場合は介護保険事業者番号を記載して下さい。

振込口座の登録			
金融機関名		店舗名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

様式第2号(第5条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書

年 月 日

大和町長 あて

届出者 所在地 \_\_\_\_\_  
事業者名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の取扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 住宅改修等の提供に関しては、関係法令、大和町介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に関する要綱(以下「要綱」という。)等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
- 3 住宅改修等を行うに当たっては、大和町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 住宅改修等を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、大和町介護保険住宅改修費等受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。
- 5 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由なく、大和町介護保険住宅改修費等受領委任払い制度の利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。
- 7 住宅改修費等の代理受領を行ったときは、被保険者の自己負担分の領収証を発行しそ

の写しを町長に提出すること。

- 8 被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を町長に通知すること。
  - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、当該住宅改修等を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。
- 9 住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から2年間保存すること。
- 10 関係法令及びこの要綱に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 11 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 12 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 13 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱様式第4号にて町長に届け出ること。
- 14 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、速やかにその旨を要綱様式第5号にて町長に届け出ること。

様式第3号(第5条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書

第 号  
年 月 日

様

大和町長 印

年 月 日付けで届出のありました介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
受領委任払い取扱 事業所登録番号	
サービスの種類	<input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売
登録年月日	年 月 日

審査請求

この決定について、不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、宮城県介護保険審査会に審査請求することができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長になります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第4号(第6条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

大和町長 あて

届出者 所在地 \_\_\_\_\_

事業者名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書の記載事項について、次の事項を変更しましたので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業所登録番号		
登録内容を変更した事業所		サービスの種類 <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売
		所在地
		名称
変更があった事項(当該項目番号に○)		変更の内容
1	届出者の所在地	
2	届出者の名称	
3	届出者の代表者の氏名及び職名	
4	事業所の所在地	
5	事業所の名称	
6	電話番号	
7	FAX番号	
8	介護保険事業所番号	
9	振込先口座	
10	その他	
変更年月日		年 月 日

様式第5号(第6条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書

年 月 日

大和町長 　　あて

届出者 所在地 \_\_\_\_\_  
 事業者名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり登録に係る住宅改修等の事業の(廃止・休止・再開・辞退)をするので、届け出ます。

受領委任払い取扱事業所登録番号	
廃止・休止・再開・辞退する事業所	サービスの種類 <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売
	所在地
	名 称
廃止・休止・再開・辞退の別	<input type="checkbox"/> 廃止   ・ <input type="checkbox"/> 休止   ・ <input type="checkbox"/> 再開   ・ <input type="checkbox"/> 辞退
廃止・休止・再開・辞退する年月日	年    月    日
廃止・休止・再開・辞退する理由	
休止予定期間(休止の場合のみ)	年    月    日 ～ 年    月    日



様式第6号(第9条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

大和町長

印

介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり登録を取り消したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
受領委任払い取扱 事業所登録番号	
サービスの種類	<input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売
登録年月日	年 月 日
取消理由	

審査請求

この決定について、不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、宮城県介護保険審査会に審査請求することができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長になります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

様式第7号(第10条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

年 月 日

大和町長 様

委任者(被保険者)		被保険者番号									
氏名	印	電話番号	( )								
住所	〒 —										
受領委任払いチェック		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		(保険者で確認)							

私は、次の者に保険給付費の代理受領に関する一切の権限を委任します。  
また、受領委任払いに係る保険給付費について次の者に通知することに同意します。

代理受領者(事業者)		受領委任払い取扱い事業所登録番号										
事業者名称												
代表者	印	電話番号	( )									
所在地	〒 —											
事業所の名称												
振込先	金融機関名						店舗名					
	口座種別	普通 ・ 当座					口座番号					
	口座名義人	フリガナ										
サービスの種類		<input type="checkbox"/> 住宅改修費		<input type="checkbox"/> (介護予防)特定福祉用具販売								
保険適用総費用見込額(支給限度基準額を超える場合は、住宅改修費20万円又は福祉用具購入費10万円)…A							円					
代理受領見込額(A×0.9または0.8) ※負担割合による							円					

様式第8号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和町長

印

介護保険住宅改修費等受領委任払いのお知らせ

先に被保険者から申請のありました受領委任払いに係る住宅改修費等について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 振込予定日

年 月 日

2 内 訳

被保険者番号	被保険者氏名	給付の種類	支給決定額(円)	決定事項